

議案第58号

石岡市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を
制定することについて

石岡市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和2年6月2日 提 出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

地方自治法の一部改正に伴い、条例中の引用条項を改正するため。

石岡市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

石岡市水道事業の設置等に関する条例（平成17年石岡市条例第165号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2第4項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。